

住宅火災からいのちを守るために

火災の発生を防ぐために、4つの習慣を守ろう！
また、万一火災が発生しても、人命を守るために、
日ごろから6つの対策をとろう！



消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>

住宅
防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



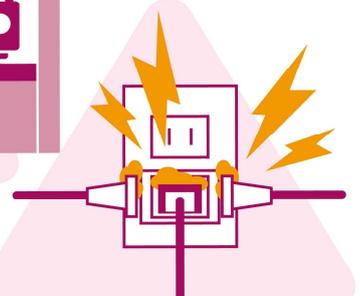
1 寝たばこは絶対しない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない



3 こんろを使うときは火のそばを離れない

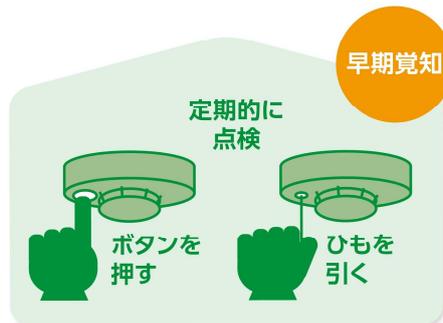


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



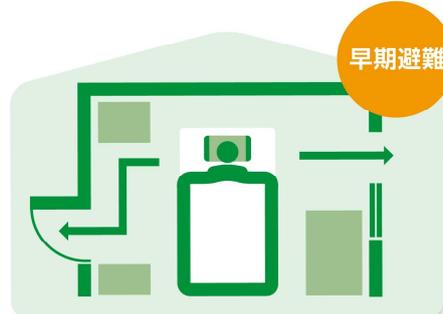
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

逃げ遅れを防ぐためには？

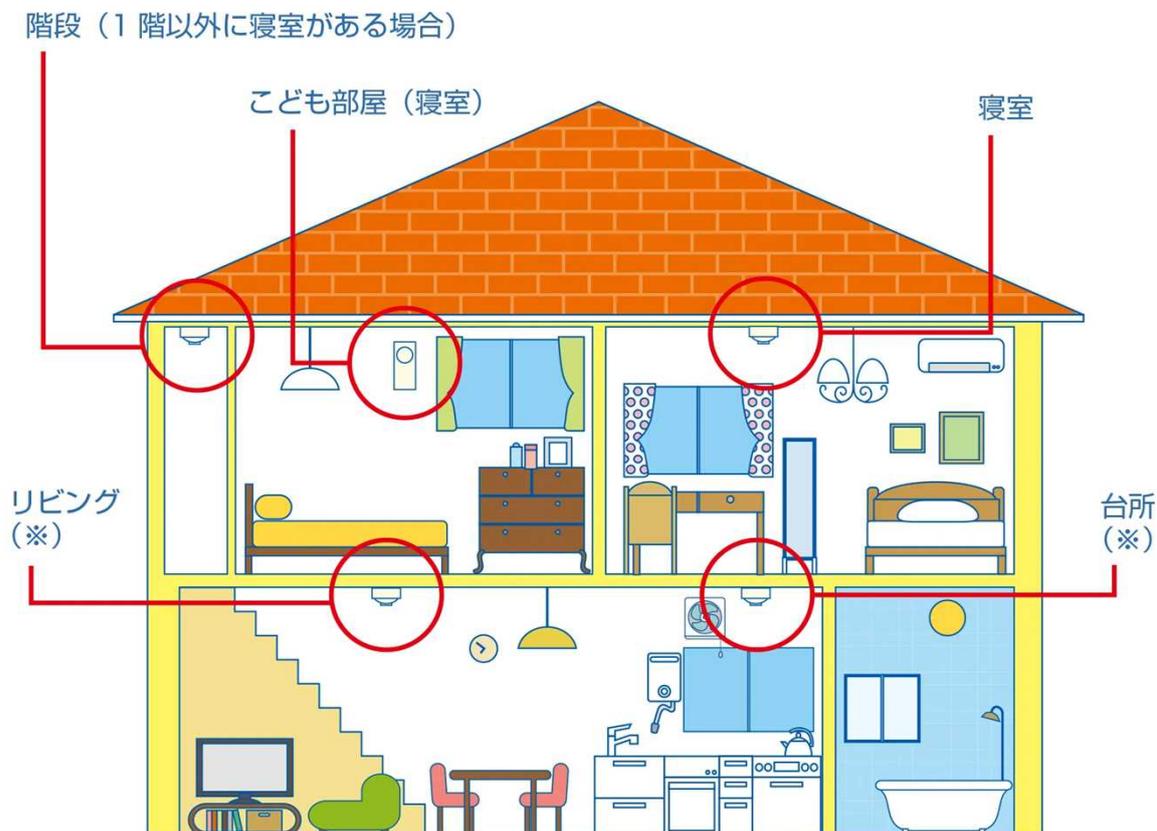
火災で亡くなる原因で最も多い「逃げ遅れ」を防ぎ、火災から命を守るために、火災の発生を感知し知らせる

「住宅用火災警報器」の設置が全ての住宅に義務付けられています。

住宅用火災警報器は、熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせるものです。住宅内で火災が発生したことを早期に感知して住宅内の人に知らせることで、初期消火や避難などを素早く行えるようにします。

住宅用火災警報器は、

「寝室」と「寝室がある階段の上部」に設置する必要があります。次の図を参考に、適切な場所に住宅用火災警報器を設置してください。



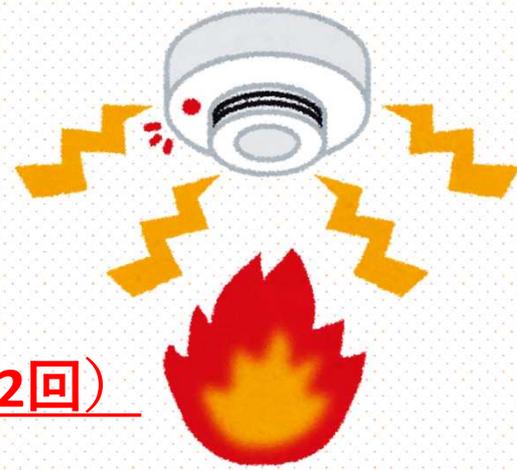
※設置場所の詳細については、市区町村ごとに条例によって定められていますので、お住いの市区町村にご確認ください。「台所」や「リビング」などの場所にも義務付けられている場合があります。

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を適切な場所に設置しても、万一の時にきちんと作動しないと意味がありません。取扱説明書に従い、

定期的に点検（少なくとも年に2回）

をして、正常に作動することを確認し、もし正常に作動しない場合は住宅用火災警報器を交換しましょう。



住宅用火災警報器は電子機器の一種であり、製造後、長い期間が経過すると部品が劣化したりして正常に作動しなくなることがあります。電池切れの際に、設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をお奨めしています。また本体の交換をする際は、連動型住宅用火災警報器や、CO警報機能付き住宅用火災警報器など、付加的機能がある機器に交換することが効果的です。

付加機能付き住宅用火災警報器

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

一人暮らしや、お年寄りのみの世帯にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・耳の不自由な方にお勧めです。



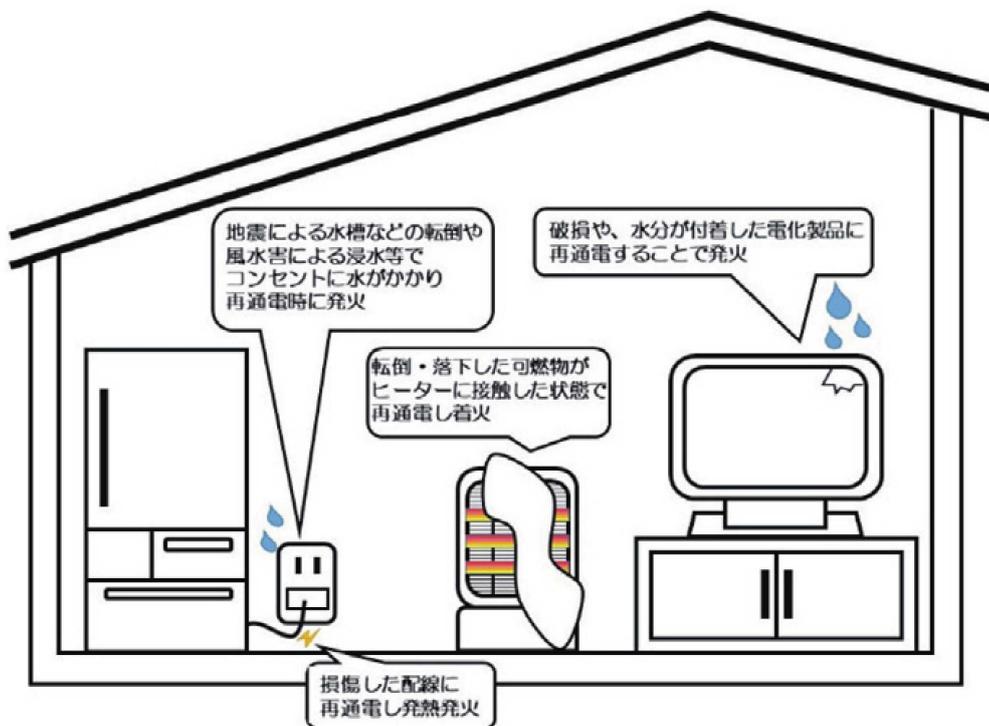
画像：消防庁

地震火災について

近年、台風や地震などの自然災害により、大規模かつ長時間に及ぶ停電が発生しており、停電からの復旧後の再通電時に出火する、いわゆる「**通電火災**」の発生が懸念されています。

また、自然災害の発生に伴う停電から時間が経過した後の復旧時に発生した場合、住民が避難所等へ避難しており、出火時の初期消火が行えないといったおそれがあります。

【通電火災の主な原因】



地震発生時

- ・ 損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- ・ 転倒したヒーターに可燃物（カーテン、じゅうたん等）が、接触した状態で再通電し着火する。
- ・ 再通電時に発生した電氣的火花が、漏れ出たガスに引火、爆発する。

風水害発生時

- ・ 浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・ コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

消防署からのお知らせです

地震火災を防ぐポイント

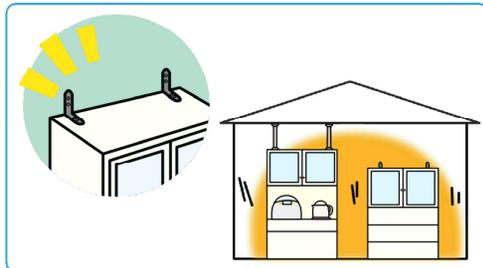
地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

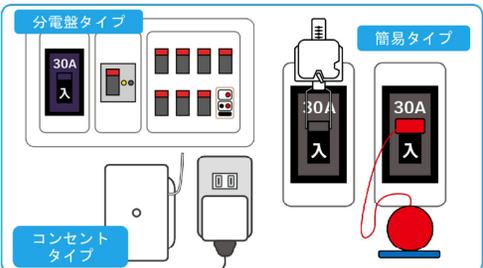
住まいの耐震性を確保しましょう



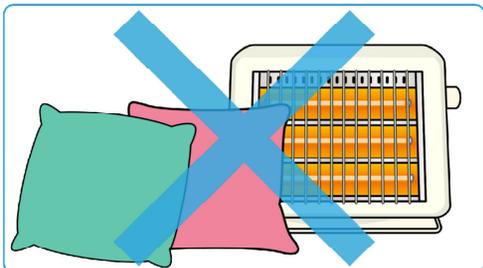
家具等の転倒防止対策（固定）を行きましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



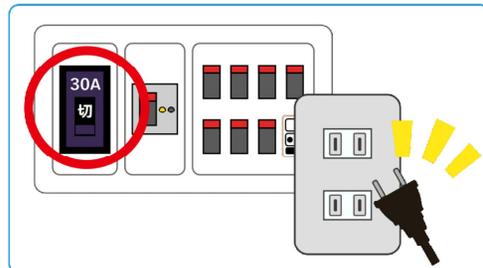
住宅用火災警報器を設置しましょう



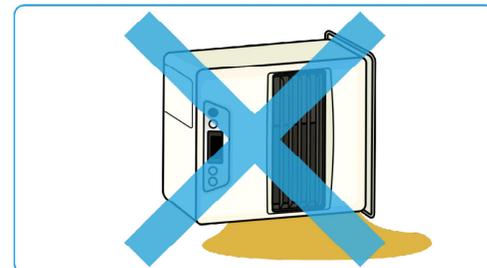
※交換の際は運動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう。
※設置場所については市町村条例で定められています。

地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう

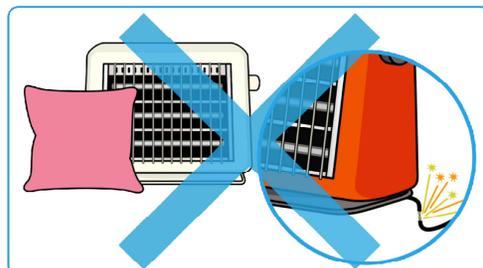


石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

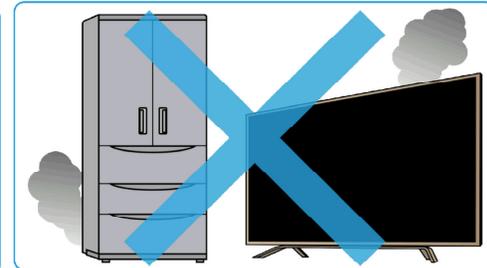


地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



再通电後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



日頃からの対策

消防団や自主防災組織等へ参加しましょう

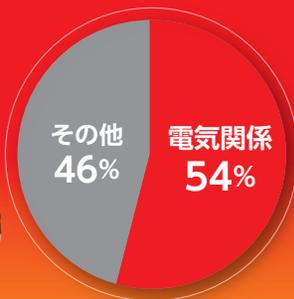


地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



お問い合わせ先

今、備えよう。 大規模地震時における 電気火災対策



地震による火災の過半数は
電気が原因です。



過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。東日本大震災による火災では、上のグラフのとおり、原因の特定されたもののうち過半数は電気に起因したものでした。

<認証マーク・推奨マーク>

電気火災対策には感震ブレーカーが効果的です。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して、電気を自動で遮断します。感震ブレーカーには分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプがあります。性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶときの参考にしましょう。また、感震ブレーカーの設置には自治体によって補助制度もありますので、ホームページ等を確認し、問い合わせてみましょう。



分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に感震遮断機能が内蔵されています。地震が発生し、大きな揺れを感知すると、ブザー音がなります。夜間の避難などを考慮し、すぐに電気を遮断しない機能を持つ機種もありますが、その場合には感知して一定時間後、ブレーカーが落ち、電源を遮断します。設置には電気工事が必要です。



分電盤タイプ（後付型）

既設の分電盤に後から設置できる後付型です。設置には電気工事が必要となります。また、分電盤の形状や種類によって、取付けが可能なものと不可能なものがあるので確認が必要です。



コンセントタイプ

内蔵されたセンサーが地震を感知するとコンセントからの電気を遮断します。電気が遮断されるのはこのコンセントに接続された家電のみですので、特に出火の危険性の高い電熱器具が接続されているコンセントを中心に設置すると効果的です。避難用の照明や在宅用医療器具等、地震時においても電力供給が必要な機器への電力供給を継続することができます。コンセントタイプには差込型の他に埋込型もあります。



簡易タイプ

地震の振動で主幹ブレーカーをOFFに切り替えます。パネで動作するものや、おもりで動作するもの等があります。パネで動作するものは地震を感知すると、中のパネの力でバンドが作動し、物理的に主幹ブレーカーをOFFにします。おもりで動作するものは、地震の振動でおもりが落ち、つながったひもで主幹ブレーカーをOFFにします。



どうして電気から 火災が発生するのでしょうか。

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことを言います。例えば以下の場合があります。

- 地震の揺れで電気ストーブが転倒したり、ストーブに落ちた洗濯物から出火する。
- 家具が転倒し、その下敷きで断線した電気コードがショートして出火する。
- 水槽が転倒し、水槽用のヒーターが燃える物に触れて出火する。



電気火災対策と合わせて取り組みましょう

建物の耐震化や家具の転倒防止に取り組む、暖房器具は耐震自動消火装置付のものにするといった対策や、自宅には住宅用火災警報器や消火器を備え、火が小さいうちは初期消火をするようにしましょう。

家具の転倒防止



消火器



耐震自動消火装置付



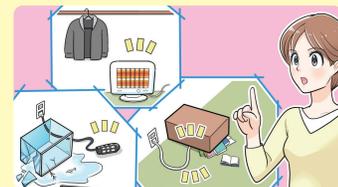
感震ブレーカー設置後は電気が止まっても困らないための対策を

感震ブレーカーが作動すると停電となります。夜間の避難に備えて、停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、照明を確保しましょう。また、自宅に医療用機器等を設置している場合は、停電に対処できるようにバックアップ電源を確保しましょう。



電気の使用を再開する際の注意点

揺れが収まった後に電気の使用を再開する際には、ガス漏れ等が発生していないことを十分に確認しましょう。機器の周囲に可燃物がないか、機器やコンセントに水がかかっていないかなど、建物内の電気製品の安全確認を行い、万一の出火に備えて消火器等を準備した上で復電しましょう。また、復電後は、焦げたにおい等の火災の兆候がないか十分に注意し、異常を感じた場合は電気の使用を中止してください。



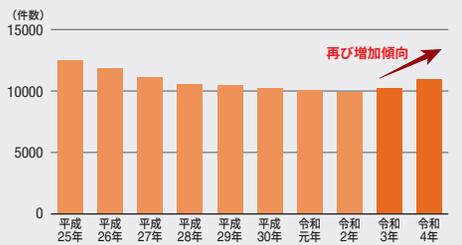
住宅における電気火災に注意



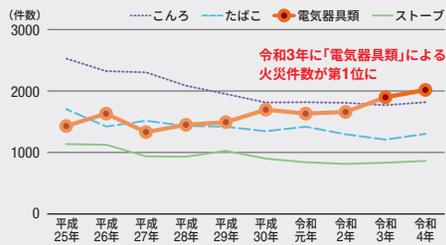
近年の住宅火災の傾向

近年、**電気器具類を発火源とする住宅火災の件数が増加**しています。

住宅火災件数の推移



住宅火災における発火源別火災件数の推移



住宅における電気器具類を発火源とする火災について調査・分析した結果、以下の**3つが主な出火原因**であることがわかりました。

充電式電池・リチウム電池

近年火災原因として増加が著しいのが、モバイルバッテリーのように**繰り返し使える充電式電池**です。以下のような火災事例があります。

▶ 電池を捨てる際に、適切に処理せず発火

リチウム電池では、電池を処分する際に絶縁テープなどで絶縁処理をしないと、電池同士が接触により放電して発火する場合があります。



▶ 暖房機器で暖められ、内部に熱がこもり発火

充電式電池を暖房機器近くに置くなどで暖めると、内部に熱がこもり電池を損傷させ発火する場合があります。



▶ 水に落としたことによる発火

洗面所などで水に水没させた場合、内側に水が浸み込み、異常が生じ、通電時に内部でショートして発火する場合があります。



▶ 落下による発火

落下などにより、大きな衝撃が加わると、変形や電池内部の損傷により、発火することがあります。



▶ 分解による発火

廃棄時に電池を取り出そうと分解した際に発火する場合があります。無理な分解は行わず、自治体のルールに従って廃棄しましょう。



火災予防対策とまとめ

充電式電池は、説明書をしっかり確認し使用方法を守るとともに、**電池をぶつけたり、濡らすなどしてしまった時は、電池に異常がないかしっかり確認し、電池が膨らむなど少しでも異常があれば、使用をやめましょう。**充電式電池は近年使用が増え、それに伴い火災件数も増えています。原因は様々で、使用方法の不備や改造、製品の不良などがあります。**PSEマークが表示されているかなどを確認し、一定の安全が確保されているものを使用し、火災を起こさないようにしましょう。**

家電製品

電子レンジ等の家電製品は、**不適切な使用によって火災に至る**場合があります。

▶ 食品の加熱のしすぎにより発火

食品を電子レンジで加熱しすぎると、水分が蒸発し炭化して発火します。電子レンジで焼き芋を作るレシピなどが紹介されていますが、レンジ調理は場合によっては火災につながることを覚えておきましょう。



▶ アルミ包装がスパークにより発火

アルミなどの金属が使われた容器や、袋などを電子レンジで加熱すると、スパークを起し、発火する場合があります。ホーロー製の容器なども電子レンジで使用できるか確認が必要です。



▶ 油汚れにより発火

電子レンジ内の掃除を怠り、油汚れなどを放置していると、炭化し急に発火する場合があります。



▶ 清掃時の不注意により発火(エアコン)

エアコンの清掃中に誤って洗浄液を電気配線にかけてしまい、拭き取ることなく稼働させると、配線がショートし発火する場合があります。



火災予防対策とまとめ

家電製品も使用方法を誤れば、火災につながります。**電子レンジでは、長時間の加熱に気をつける。温めるものに金属性のものがないか確認する。こまめな清掃を行う。**など、適切な使用と適切な維持管理を心がけましょう。

プラグ・コード類

多くの電化製品に共通する、**プラグ・コード類でも多くの火災が発生**しています。

▶ 折れ曲がりによる発火

コードを強く折り曲げ使用していると、内部の配線が部分的に断線し、その部分が発熱し発火する場合があります。



▶ 差し込み不足により発火

プラグが完全に差し込まれていない状態で使用していると、電気抵抗が増してしまい、プラグが加熱されます。この状態が続くと急に発火する場合があります。



▶ トラッキングによる発火

プラグを長期間差し込んだままにしておく、ほこりや湿気により、火花放電を繰り返して、やがて火災に至る場合があります。(トラッキング火災)



▶ 踏みつけによる発火

コードを踏みつけている場合にも、折り曲げと同じように、踏まれていた部分が発熱し、発火する場合があります。



▶ たこ足配線により発火

延長コード・タップにたこ足配線をする、タップの定格電流を上回る電流が流れ込み発熱し、この状態が続くことで発火する場合があります。



▶ 束ねていたことによる発火

コードを束ねたり、巻き付けた状態で使用していると、束ねている部分に熱がこもり、発火する場合があります。



火災予防対策とまとめ

プラグ、プラグの差し込み口には、ホコリなどのゴミがたまっていないか確認しましょう。日頃から配線の状態、差し込み状況などを確認し、タップは定格電流を超えないよう管理しましょう。経年劣化により緩くなった受け口、ぐらつく差し刃なども、発火する可能性があるため、**抜き差しをして確認**しましょう。プラグ・コード類は、家具などの物陰にあることが多く、日頃から気にすることは少ないと思います。**点検を行い、異常を見つけ、火災を防ぎましょう。**

まとめ

電気器具類が原因となる火災は年々増加しています。現代社会では多種多様な電化製品が作り出され、電気器具類の火災のリスクは、常に存在しています。私たちの生活の身近には、常に火災のリスクが潜んでいることを忘れずに、適切な使用・維持管理に努めていきましょう。



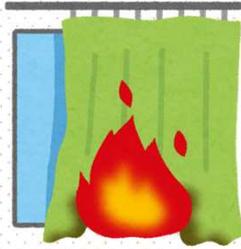
消防庁のホームページにて動画で解説!

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/mwovie

消火器の使い方



①



②



安全ピンを引き抜く。



ノズルを燃えているものに向ける。

③



上下のレバーを強く握る。

放射時間は、
小型（1.5 k g）のもので
12秒～18秒。



防災センターの体験ツアーでは、
消火体験、煙体験を行えます！

家庭の火災予防

■ あなたの家では大丈夫ですか。おうちの人とチェックしてみましょう。

・ストーブの真上に洗濯物を干さない



× ストーブの周りで遊ばない



・カーテンなど燃えやすいものを近づけない



× 火のそばでスプレー缶を使用しない



× ストーブに給油するとき、移動させるときは必ず火を消す



・電気コードを固いものの下敷きしない



・寝たばこはさせない

・たばこの火は必ず消す



・こんろ使用中はその場を離れない



・消火器の使用期限が切れていない

【表示の一例】

仕様	
型式番号	消集〇〇-〇〇号
使用圧力範囲	7.0~9.8×10 ⁵ Pa
使用温度範囲	-20~+40°C
放射時間	約12秒 (20°C)
放射距離	4~6m (20°C)
薬剤量(質量)	1L (1.37kg)
国家検定合格証	
使用期限の終了年月	
2020・09	

・住宅用火災報知器を付けなければならない
(設置場所は寝室、階段など)

詳しくは消防署にお問い合わせください。



◎悪質訪問販売に注意◎

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません
少しでもあやしいと感じたら、

「徳島県消費者情報センター」へご相談を



・灯油ポリかんは火気から離して左右の栓をしっかりと締めて保管する



令和6年能登半島地震の火災等の概要

No.1 上越市の火災（揺れによる火災）

発生時刻:令和6年1月1日 16時10分頃
覚知時刻:令和6年1月1日 17時10分頃
鎮火時刻:令和6年1月1日 16時30分

建物用途:工場／焼損程度:ぼや／焼損棟数:1棟
焼損床面積:0㎡／死傷者:なし

工場の^{しかこうてい}篩過工程（稼働中）において、ふるい本体と振動フィーダーをつなぐ緩衝用部品が地震の影響により破損したことによって、製品中間体（セルロース）が噴き出し、機器同士がぶつかり合った結果、その衝撃火花により当該中間体に着火したものと推定。

図1参照

No.2 富山市の火災（揺れによる火災）

発生時刻:令和6年1月1日 調査中
覚知時刻:令和6年1月1日 18時13分
鎮火時刻:令和6年1月1日 18時20分

建物用途:病院／焼損程度:部分焼／焼損棟数:1棟
焼損床面積:2㎡／死傷者:なし

室内の架台に載せていた全自動染色機（染色液：アルコール類）が、地震によって落下し、何らかの火源で引火したため機器本体と床面等を焼損したものと推定。

No.3 富山市の火災（火気設備等による火災）

発生時刻:令和6年1月2日 調査中
覚知時刻:令和6年1月2日 8時15分
鎮火時刻:令和6年1月2日 8時50分

建物用途:住宅／焼損程度:ぼや／焼損棟数:1棟
焼損床面積:若干／死傷者:なし

住人が震災の翌日に避難所から帰宅し、約2時間後に焦げ臭さを感じた。
廊下に転倒していた蓄熱式暖房機によって床板を焼損したものと推定。

No.4 高岡市の火災（火気設備等による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 16時11分
覚知時刻:令和6年1月1日 16時31分
鎮火時刻:令和6年1月1日 17時33分

建物用途:工場／焼損程度:部分焼／焼損棟数:1棟
焼損床面積:19㎡／死傷者:なし

地震の揺れにより、亜鉛メッキ工場内の溶解炉から炉の外に高温の溶解亜鉛が漏洩し、工場の一部及び付近に駐車していたトラックの一部を焼損したものと推定。



図1 <No. 1> 篩過工程の焼損の様子（火災後）

令和6年能登半島地震の火災等の概要

No.5 魚津市の火災（電気配線による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 16時12分頃

覚知時刻:令和6年1月1日 16時21分

鎮火時刻:令和6年1月1日 17時33分

建物用途:高齢者福祉施設/焼損程度:ぼや

焼損棟数:1棟/焼損床面積:0㎡/死傷者:なし

天井裏において、地震の揺れにより電気配線等に何らかのトラブルが起きたことで出火し、付近の断熱材及びエアコン室内機2台を焼損したものと推定。発火源や出火原因については特定できず。

図2参照

No.6 氷見市の火災（電気配線による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 17時00分

覚知時刻:令和6年1月1日 17時07分

鎮火時刻:令和6年1月1日 17時41分

建物用途:その他/焼損程度:- /焼損棟数:なし

焼損床面積:0㎡/死傷者:なし

敷地内に駐車している冷凍トラックへ電源を供給するスタンバイケーブルの被覆破損部分に、海水が付着しショートして、スタンバイケーブル及び支柱に設置されている分電盤を焼損したものと推定。

No.7 金沢市の火災

発生時刻:令和6年1月2日 調査中

覚知時刻:令和6年1月1日 16時13分

鎮火時刻:令和6年1月1日 18時00分

建物用途:店舗/焼損程度:全焼1、ぼや1

焼損棟数:2棟/焼損床面積:81㎡ /死傷者:なし

調査中

No.8 金沢市の火災

発生時刻:令和6年1月1日 16時12分頃

覚知時刻:令和6年1月1日 16時16分

鎮火時刻:令和6年1月1日 17時25分

建物用途:その他/焼損程度:- /焼損棟数:なし

焼損床面積:0㎡/負傷者:1

調査中



図2 <No. 5>
出火箇所（エアコン室内機）の様子（火災後）

令和6年能登半島地震の火災等の概要

No.9 金沢市の火災

発生時刻:令和6年1月1日 18時50分頃
覚知時刻:令和6年1月1日 19時08分
鎮火時刻:令和6年1月1日 19時42分

建物用途:学校/焼損程度:ぼや/焼損棟数:1棟
焼損床面積:0㎡/死傷者:なし

調査中

No.10 七尾市の火災

発生時刻:令和6年1月1日 16時20分
覚知時刻:令和6年1月1日 16時18分
鎮火時刻:令和6年1月1日 23時30分

建物用途:工場/焼損程度:全焼/焼損棟数:1棟
焼損床面積:550㎡/死傷者:なし

調査中

図3参照



図3 <No. 10> 出火建物の様子（火災後）

No.11 七尾市の火災

発生時刻:令和6年1月2日 6時30分
覚知時刻:令和6年1月2日 7時01分
鎮火時刻:令和6年1月2日 7時48分

建物用途:その他/焼損程度:部分焼
焼損棟数:1棟/焼損床面積:10㎡/死傷者:なし

調査中

No.12 輪島市の火災（火気設備等による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 16時10分
覚知時刻:令和6年1月1日 16時45分
鎮火時刻:令和6年1月6日 15時00分

建物用途:住宅/焼損程度:全焼/焼損棟数:2棟
焼損床面積:638㎡/死傷者:死者2人※

転倒したストーブからこぼれた灯油がストーブの余熱で発火し出火したと推定。

図4参照

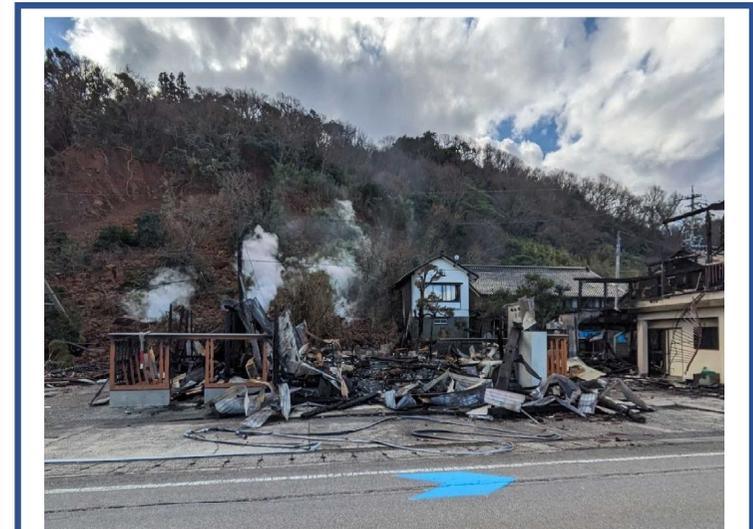


図4 <No. 12> 出火建物の様子（火災後）

※その他、行方不明者がいる可能性あり

令和6年能登半島地震の火災等の概要

No.13 輪島市の火災（電気配線による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 16時10分
覚知時刻:令和6年1月1日 16時17分
鎮火時刻:令和6年1月10日 9時10分

建物用途:複合用途/焼損程度:ぼや
焼損棟数:1棟/焼損床面積:0㎡/死傷者:なし

発電機室のブレーカーからの出火したものと推定。



図5 <No. 15> 出火建物の様子（火災後）

No.15 輪島市の火災

発生時刻:令和6年1月1日 調査中
覚知時刻:令和6年1月1日 21時30分頃
鎮火時刻:令和6年1月2日 0時56分

建物用途:共同住宅/焼損程度:調査中
焼損棟数:1棟/焼損床面積:77㎡/死傷者:なし

調査中

（地震の揺れにより、何らかの理由により出火したものと推定。）

図5参照

No.16 珠洲市の火災（津波による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 17時頃
覚知時刻:令和6年1月1日 18時31分
鎮火時刻:令和6年1月2日 8時30分

建物用途:住宅/焼損程度:全焼/焼損棟数:7棟
焼失面積:約2,500㎡/死傷者:なし

地震に伴う津波到達後の建物から出火したものと推定。

No.17 能登町の火災（津波による火災）

発生時刻:令和6年1月1日 調査中
覚知時刻:令和6年1月1日 22時16分頃
鎮火時刻:令和6年1月3日 0時26分

建物用途:調査中/焼損程度:全焼/焼損棟数:11棟
焼失面積:約2,300㎡/死傷者:なし

津波到達後、地震の揺れにより倒壊した建物から出火し、周囲の建物に延焼したものと推定。

図6参照



図6 <No. 17> 火災による延焼範囲